

設 物 用 計 方 針	建	1 開発の目的及び母都市との関係										
	築	2 計画人口，計画戸数及び人口密度										
	物	3 住区及び街区の構成										
針	第一種特定工作物用	1 開発の目的及び周辺地域の環境保全										
	第二種特定工作物用	2 工作物の種類並びに設備の内容及び規模										
	第三種特定工作物用	3 計画人口										
工 区 計 画	工 区 名		工 区 面 積			着 手 予 定 年 月 日			完 了 予 定 年 月 日			
			m <sup>2</sup>									
開 発 区 域 内 の 土 地 の 現 況	区 域		宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域			用 途 地 域			そ の 他			
	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域 <input type="checkbox"/> 準都市計画区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域		<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域 <input type="checkbox"/> 規制区域外									
	地 目 別 概 要	区分	山 林	原 野	農 地	宅 地	公共施設用地	そ の 他	計			
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
割合		%	%	%	%	%	%	100%				
所 有 別 概 要	区分	自 己 所 有	買 収 予 定		地 主 還 元	そ の 他		計				
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>				
	割合	%	%		%	%		100%				
土 地 利 用 計 画	区分	住宅用地	公共施設用地	公益的施設用地	そ の 他	計		表土保全用地	樹木保存用地	緑地帯その他の緩衝帯		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	割合	%	%	%	%	100%		%	%	%		
公 共 施 設 用 地 計 画	区分	道 路	公 園	緑 地	下 水 道	排 水 路	河 川	消 防 用 施 設	そ の 他	計		
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	割合	%	%	%	%	%	%	%	%	%		
公 益 的 施 設 用 地	区分	教 育 施 設		医 療 施 設		交 通 施 設		購 買 施 設		そ の 他		
	面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
	割合	%		%		%		%		%		

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を付けること。
- 2 土地利用計画の欄は、開発区域の内、外（取付道路、水路等）に分け、区域外は（ ）書きとすること。
- 3 土地利用計画の欄の各施設用地面積は、次の要領で算定すること。
- (1) 住宅用地には、各宅地に付随する法面のりを入れること。
  - (2) 道路には、道路（側溝を含む。）、橋、トンネル、広場、公共階段、公共駐車場等を入れること。
  - (3) 緑地には、自然緑地及び法面緑地のりを入れること。
  - (4) 下水道には、下水道法の適用を受ける下水道を入れること。
  - (5) 排水路には、下水道法及び河川法のいずれも適用を受けない水路で、幅員1メートル以上のものを入れること。
  - (6) 河川には、河川法の適用を受ける河川を入れること。
  - (7) それぞれの記入に当たっては、公共施設整備計画及び公益的施設整備計画の分類を参考にすること。
  - (8) 公益的施設用地のその他には、通信、福祉、保安、集会、文化、管理、行政、サービス等の施設用地を入れること。